

仕様書

1 目的

この業務は、広島市立広島市民病院（以下「病院」という。）で使用する被服及びシーツ類等の衛生的かつ円滑な運用を図るため、実施するものである。

2 定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被服 病院内で使用する白衣及び看護衣等
- (2) シーツ類 病院内の主に外来の診療台等で使用するシーツ及び包布等
- (3) 洗濯物 被服及びシーツ類等
- (4) 従業員 受注者が雇用し、この業務に従事する者

3 業務の内容

受注者は、次に掲げるとおり、洗濯物を洗濯（乾燥及び仕上げ作業を含む。以下同じ。）及び納品すること。

なお、医療施設の特殊性を認識し、洗濯物を衛生的かつ清潔に管理すること。

(1) 実施場所

この業務のうち、洗濯は、受注者が所有する施設を使用して実施すること。

(2) 洗濯物の品目及び数量

この業務で取り扱う洗濯物の品目及び年間の予定数量は、概ね別紙1のとおりとする。ただし、患者数及び病床数の増減並びに組織の変更その他の理由により、多少の変動があることに留意すること。

(3) 洗濯

ア 洗濯物の収集場所は、別紙2のとおりとし、詳細は発注者が別に指示するものとする。

イ 破れ、ほこりび及びボタンの取れた並びにファスナーの壊れたもの等については、補修すること。

(4) 納品

ア 洗濯物は、別紙2のとおり分類し、期日までに完全な状態に仕上げて納品すること。

なお、納品場所の詳細は、発注者が別に指示する。

イ 納品時は、発注者の検査を受けること。

ウ 上記の検査の結果、不合格となる洗濯物があったときは、再度洗濯等を実施し、発注者の再検査を受けること。

エ 洗濯物を紛失又は損傷等をしたときは、発注者に連絡するとともに、その損害の相当額を賠償すること。

4 従業員

受注者は、次に掲げるとおり、従業員の健康及び安全管理を徹底すること。

なお、病院内の従業員については、氏名等を発注者に書面で通知するものとし、これに変更があったときも同様とする。

- (1) 従業員の健康管理に留意し、法令の定めるところにより、健康診断を実施すること。
- (2) 洗濯物への針の混入による針刺し事故防止に十分留意し、従業員への安全指導を実施すること。万が一針刺し事故が発生した場合には、遅滞なく発注者へ連絡すること。

5 費用負担

この業務の実施に必要な経費は、受注者が負担すること。ただし、光熱水費については、発注者が負担するものとする。

6 業務実施報告書

受注者は、広島市立病院機構契約約款第12条に定める業務実施報告書に、別紙1に掲げる品目毎に月間の納品数を記載し、翌月10日（3月分は3月31日）までに発注者に提出すること。

7 その他

- (1) 発注者及び受注者は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知に定める衛生基準に従い、洗濯物を取り扱うものとする。
- (2) 受注者は、クリーニング業法に基づく諸監督機関への届出事項が必要であるときは、これを遅滞なく実施すること。
- (3) 春の大型連休及び年末年始等長期間の休日においては、発注者の業務に支障が生じないよう、この業務を実施すること。
- (4) 別紙1に掲げる数量が継続して著しく増減したときは、発注者及び受注者はいずれかの求めに応じて、仕様及び委託契約金額の変更について協議に応じるものとする。
- (5) 受注者は、この契約の期間の満了又は解除による終了後、新契約において別の事業者が新たな受注者となった場合は、その受注者にこの業務を適切に引き継ぐこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は疑義のある事項については、発注者及び受注者の協議により、その取扱いを決定するものとする。

洗濯物の品目及び年間の予定数量

品 目	年間の予定数量
看護衣	1, 039枚
看護上衣	83, 938枚
看護ズボン	80, 170枚
予防衣	1, 050枚
看護補助衣	1, 184枚
白衣	12, 406枚
ケーシー型白衣	12, 917枚
作業用上衣	7, 649枚
作業用ズボン	11, 492枚
診察台カバー	23枚
枕カバー	7, 376枚
ベッドカバー	1, 600枚
包布・敷布	13, 708枚
診療アシスタント衣(上着)	3, 088枚
診療アシスタント衣 (キュロット又はパンツ)	3, 333枚